企画調査員の待遇等について（概要）

待遇は、JICA の規程に基づき、決定されます。赴任国、業務格付、赴任される際に居住している国、家族の随伴の有無などの条件によって異なりますが、現在の概要は以下のとおりです。

（１） 給与

格付	海外赴任中（円）	本邦勤務中（円）
S 号	412,312	515,390
A 号	328,016	410,020
B 号	297,600	372,000
C 号	275,888	344,860
D 号	216,520	270,650

2023 年 4 月 1 日付での金額であり改定される可能性があります。

※昇給なし。

※賞与あり（6 月及び 12 月）

なお、支給額については支給対象期間の在籍月数等により変動します。

詳細は関連規程等をご確認ください。

（２） 諸手当

・ 海外赴任中：

在勤基本手当（赴任国・業務格付による。別表「在勤基本手当の月額（一覧表）」を参照。2023 年 4 月 1 日付、随時変更の可能性あり）、住居手当、配偶者手当（該当者のみ）、子女教育手当（該当者のみ）

・ 本邦勤務中（海外赴任前後）：

超過勤務手当

※ 退職手当は支給なし。

（３）勤務時間

・ 海外赴任中：

各現地事務所の定めによる

・ 本邦勤務中（海外赴任前後）：

9：30～17：45（休憩 12：30～13：15）所定労働時間 7 時間 30 分

※ 時差出勤、在宅勤務制度あり。

（４）休日

・ 海外赴任中：
　各現地事務所の定めによる
・ 本邦勤務中（海外赴任前後）：
　土曜、日曜、国民の休日および年末年始

（５）休暇

・ 年次有給休暇、特別有休休暇あり

（６）社会保険

・健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入

（７）その他

・ 赴帰任に係る旅費
　同一国に長期間、居住しているなど海外に生活の拠点を有する方（以下「海外居住者」という。）の場合は、日本在住者と異なる待遇になることがあります。詳細は 海外居住者/海外在勤者について をご覧ください。
・ 赴任国への扶養親族の随伴及び呼寄せ等
・ 外国旅行及び一時呼寄せ等
・ 正職員への登用：一定の条件を満たす方を正職員へ登用する制度があります。
　（参考：総合職・特定職登用制度 | JICA について - JICA ）
　機構スタッフの互助組織である「厚生会」（月額基本給実額の 0.4%相当を会費として徴収）に一律加入